

平成29年6月22日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成29年6月22日（木）議事日程

開議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成29年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

順番	議員名	質問要旨
10	15 角田 一美	1. 鹿島市の観光施策について (1) 鹿島市観光の現状と課題について (2) 今後の観光戦略について ① 鹿島市拠点地域の連携推進事業について ② 広域観光と地場製品の消費拡大について (3) 推進体制について ① 鹿島市と鹿島市観光協会の役割・機能分担について ② 鹿島市観光協会の組織体制について 2. 国民健康保険事業の広域化について (1) 財政運営主体が県に移行することで、どう変わるのか ① 鹿島市及び市民に及ぼす影響（メリット、デメリット）はどうか。 ② 県から市町ごとの標準保険料の算定が示され、市はそれを参考に保険料率が決定されると思うが、新制度における保険税はどう変わるのか。 ③ 今後の国保財政に及ぼす影響についての鹿島市の認識 (2) 保険料が上がらないための対策について ① これまでの取り組み状況について ② 今後の課題について
11	8 勝屋 弘貞	1. 鹿島市における学校教育現場の改善について 文部科学省が行った「教育委員会における学校の業務改善のための取り組み状況調査」（平成27年度結果）をもとに、鹿島市の現状を検証する。 (1) アンケート集計数値と鹿島市の数値を比較して (2) 学校事務について (3) 今後取り組めると思われる部分は

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

皆さんおはようございます。15番議員の角田一美です。通告に従いまして、市政一般について質問させていただきます。

通告している質問項目は2項目でありまして、1番目に鹿島市の観光施策について、2番目に国民健康保険事業の広域化について、この2点について質問をいたします。

まず、1番目の鹿島市の観光施策についてであります。まず最初に、鹿島市観光の現状と課題についてお尋ねをいたします。

鹿島市が持っている魅力や思いが全国に、また海外にも徐々に伝わってきて、近年、鹿島市が非常に脚光を浴び、注目されるようになってきたように思います。鹿島市を訪れている観光客数がどのような形であらわれてきているのか、最近10カ年の観光客の推移についてお尋ねをいたします。

ここ数年の大きな動きとして、祐徳稲荷神社や肥前浜宿酒蔵ツーリズム等への外国人旅行者の増加等の傾向が見られますけれども、鹿島市観光の現状をどのように把握、分析されているのか、お尋ねします。

また、観光実態、あるいは現状を踏まえて鹿島市の観光施策の推進においてどのような課題があるのか、この点についてお尋ねをいたします。

なお、鹿島市の年間消費額、あるいは1人当たりの消費額及び経済効果については一問一答方式の中で質問させていただきます。

次に、2点目の今後の観光戦略についてお尋ねをいたします。

まず最初に、鹿島市拠点地域の連携推進対策についてであります。

観光産業は若い人から高齢者までさまざまな人に活躍の場がありまして、非常に裾野の広い産業と言われております。国内人口が減少傾向の中で、訪日外国人観光客の飛躍的な増加傾向は、観光資源の活躍次第では交流人口をふやし、地方創生の切り札になるとも言われております。そういったことから、国においては本年5月に開催された観光立国推進閣僚会議で世界が訪れたい日本を目指して、観光ビジョンの実現に向けたアクションプログラム2017を発表し、観光資源の魅力をきわめ、我が国の基幹産業にするためのさまざまな対策をとることとされております。

そこで、鹿島市においては祐徳神社を核とした市内回遊の仕掛けづくりを大きく前進させて、雇用、観光産業、まちのにぎわい創出を図るために、本年4月から鹿島市観光拠点地域の連携促進対策会議を庁内に設置し、観光拠点地域の連携促進を図ることとされておりますが、このことについては先日の伊東議員からの質問もあっておりましたが、重複する部分があるかと思えますけれども、今後、観光拠点間の連携を推進する上で行政、観光協会、商工会議所、あるいは観光事業者等の全体的な盛り上がりが必要でありまして、またこれら間の

連携が必要であります。そういったことから、この対策会議での討議内容、手順についてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

なお、拠点地域と位置づけされております肥前浜駅・浜宿、祐徳稲荷神社・門前商店街、道の駅「鹿島」・干潟交流館、この3つの拠点地域の今後の整備計画、平成32年度までに整備計画して、この3拠点の連携推進を図るということですが、この3地域での施設整備、現在わかっているところでの概算事業費、あるいはこういった補助事業を活用されるのか、財源等がわかればそこまで説明をお願いいたします。

2点目に、広域観光と地場製品の消費拡大についてお尋ねをします。

鹿島市には宿泊施設が少のうございます。宿泊施設を持つ周辺都市との距離は非常に近いわけでありまして、そういった宿泊施設を持つ周辺都市との広域観光ルートの開発が必要であります。そのことから近隣都市と連携して周遊ルートを開発して、この周遊ルート内で鹿島市内に観光ルート、ミニ観光ルートですか、こういったものを商品としてつくり上げる必要があります。この鹿島市内観光ルートを選定し、できるだけ市内滞在時間をふやして地場製品の消費拡大につなげていく必要がありますけれども、こういった広域観光と地場製品の消費拡大の対策への取り組み状況について、現在の取り組み状況と今後の方針についてお尋ねをいたします。

あと残りの部分については、一問一答でお尋ねをいたします。推進体制としての観光協会の役割、機能分担とか組織体制、そういった課題については一問一答のほうで質問させていただきます。

2点目の国民健康保険事業の広域化についてであります。

まず最初に、財政運営主体が県に移行することでどう変わるのかについて質問いたします。

2015年の通常国会で国民健康保険法が改正されまして、2018年度、いわゆる来年度から移行が決まっております。国民健康保険事業の広域化についてお尋ねします。

現在、市町村ごとに特別会計で運営されております国民健康保険事業については、平成27年度末に累積赤字があるのは県下20市町のうち9市4町が累積赤字があるとされておりまして、また、赤字補填のために法定外繰り入れをしている市町は6市2町、いわゆる8市町が27年度末でなされております。こういったことで保険料率の改正を余儀なくされている市町もあるようでありまして、単独で国保事業をやっていくのは非常に困難な状況にあるわけですが、我が鹿島市においても平成25年度、26年度、27年度と赤字経営が続きまして、幸い28年度は収納率の向上とか、いろんな改善対策をとっていただいて、国、県の支援策等も受けながら、28年度は赤字が免れております。それでも28年度末の累計赤字は128,000千円ほど残っております。来年度から県、市町の共同経営に移行するに当たり、各市町はこの累積赤字を解消して国保税率の改正と、現在、県、市町との間で移行準備がなされていると思います。市民の皆さんは、今後、県への移行によって現在の保険税率がどのようになるの

か非常に心配をされております。各市町間で税率が違ふ、これを県統一にしていくために税率をある程度標準的なものに合わせる必要があるわけですが、それにしても市町で一気に上げる必要があるところもあるし、そうでないところもあろうかと思うんですけども、この鹿島市においては、県と市町の共同運営になることによって、鹿島市の国民健康保険事業がどう変わるのか、お尋ねをします。広域化ということで、県と市の役割分担、あるいは運営主体、運営責任がどうなるのか、そして市町ごとの国保税率がどうなるのか、それによって税負担がどう変わるのかについてお尋ねします。

あわせて、国保事業が広域化されることによって、鹿島市及び市民に及ぼす影響、いわゆるメリット、デメリットとして上げるとすれば、どういったものが上げられるのか、把握されている点でお答えください。

それから、今後の国保財政に及ぼす影響、この制度改正によって鹿島市にどういった財政運営上、結果をもたらすのか、影響について、保険制度改革によって今後の保険財政がどうなるのか、どういうふうになるのか、そこら辺の鹿島市長の認識についてちょっとお尋ねをいたします。

あと保険料率の設定なり、あるいは制度改革までの今後のスケジュール、あるいは保険料が上がらないための対策については一問一答で質問させていただきます。

これで総括の質問を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

おはようございます。私のほうからは、観光施策について、鹿島市観光の現状と課題についての質問にお答えします。

まず、鹿島市の観光客数の推移についてですが、佐賀県が毎年実施します観光客動態調査では、鹿島市の観光客の推移は平成18年は年間300万6,000人だったのが、その後310万人台から330万人台前後で推移し、平成25年には325万6,000人、平成26年で342万人、最新の平成27年では359万8,000人となっており、最近増加傾向でございます。ただ、日帰り、宿泊数で見ますと、圧倒的に日帰り客数が多く、従来からの課題だと認識しております。

次に、観光客の現状につきましては、平成28年2月に鹿島駅前開設した数字を御紹介しますと、開設から平成29年3月までの累計が総数で1,991名、内訳は日本人642名、外国人が1,349名となっており、外国人で一番多いのがタイからで850名、外国人に占める割合も63%と高くなっております。

また、ことしの4月からは肥前浜駅においてもNPO法人肥前浜宿水とまちなみの会で集計を行っていただいております。具体的な数字を申し上げますと、ことしの4月、5月の2カ月間の累計で総数671名、内訳は日本人616名、外国人が55名となっております。国別では、

こちらは中国の方が多いようです。30名で55%となっております。

次に、鹿島市観光の把握につきましては、祐徳稲荷神社を初めとした市内の代表観光スポットや酒蔵ツーリズムを初めとする観光イベントの観光客数を各施設や実施主体へ紹介を行います。それを集計した後、佐賀県へ報告を行っております。これが佐賀県観光客動態調査のデータとなります。

次に、課題といたしましては、宿泊施設の確保と認識しております。スカイタワーホテルに聞き取りを行いました。具体的な数字ではございませんが、年間平均で8割から9割の稼働率で、金曜日と土曜日はほぼ満室状態であり、日曜日は比較的あいているということでした。また、外国人の宿泊につきましては、ガタリンピック時を除くと余りない状況ということでした。

なお、体験型・交流型観光として鹿島市ニューツーリズム推進協議会がございしますが、七浦の民宿みんなの家では、昨年1年間で419人の宿泊がっております。

次に、広域観光への取り組みと今後の方針についてお答えします。

広域観光については、鹿島市と嬉野市、太良町の2市1町の観光協会及び行政で組織します肥前路南西部広域観光協議会などと連携を図っております。具体的には、最近で言いますと、ことしの3月25日、26日の2日間開催しました鹿島酒蔵ツーリズムにおいて、酒蔵めぐりは鹿島市の6蔵と嬉野市の3蔵で無料シャトルバスを運行しましたが、太良竹崎温泉行きの無料バスも運行しております。また、酒蔵ツーリズムイベントで、ことしの3月4日に開催した日本酒の会では、太良町には酒蔵がありませんので、場所は太良町でしょうと、ひさごウェディングホールで開催しています。84名の参加があったと聞いております。

広域観光における今後の方針としましては、この協議会のさらなる推進と、また商工観光課には観光戦略の一環として営業マンとでもいいましょうか、鹿島市の観光素材をPRするために専門の嘱託職員を1名配置しております。取り組み内容を紹介しますと、ことしの酒蔵ツーリズムの際には、主に福岡県になりますが、約200社に営業活動を行い、結果として旅行会社20社よりバスツアーを企画していただき、2日間で福岡県や大分県などからバスが計47台、人数にして1,346名の参加がございました。このように佐賀県内だけではなく、九州館内、ひいては今後は関東や関西圏からのお客様を取り込めるように広域観光を推し進めていきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（松尾勝利君）

栗林建設環境部長。

○建設環境部長（栗林雅彦君）

私のほうからは、鹿島市拠点地域の連携推進事業ということで、鹿島市拠点地域の、いわゆる鹿島市拠点地域連携促進対策会議の内容につきましてということでございますので、お

答えをいたしたいと思います。

この会議においては、今後、第六次総合計画に沿って整備する施設、たくさんございますけれども、その中で肥前浜駅・浜宿酒蔵通り、祐徳稲荷神社・門前商店街、それと道の駅「鹿島」、この3点を拠点として捉えまして、整備される施設を強く結びつけ、一つのゾーンとして、これを観光ゾーンとして全体を形づくりまして、緊密な関係にあることを認識し、その中にある施設の設備と連携し、面的なつながりを持った施設として整備をし活用することによって、さらなる有効活用に資するため、市の各部署を越えて連携を行うこととしております。

今後のこの会議の展開によっては、議員が言われる観光協会、商工会議所、各地域観光業者との連携による全体の盛り上がり等が必要であることは十分に理解をしているところでございます。ただ、今のところ第六次総合計画の加速化推進ということをまず重点に置きながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

まずは肥前浜駅・浜宿、祐徳稲荷神社・門前商店街、道の駅「鹿島」の拠点間の連携、それからその連携強化による効率的な利用、外的要因ですね、まだまだここに対する外的要因といたしましてはたくさんございます。いわゆる海道しるべの活用による新製品の製造による特産品の製造と、これを各3拠点で売っていけないかということも考えられますし、ラムサール条約登録湿地の肥前鹿島干潟観察の場としての位置づけであり、こういう学習、また体験という部分では道の駅「鹿島」が重要な役割を果たしていくということでございます。

また、肥前町並み、酒蔵通りにはたくさんの方が来ていらっしゃいます。そこだけで終わらせるのではなく、また祐徳門前だけで終わらせるのではなく、議員おっしゃられるように、回遊性のある観光ということを目的といたしまして、全体的な検討に入っていくということでございます。

それと、先ほど補助事業名をおっしゃられましたけれども、祐徳稲荷神社、門前地区につきましては、街なみ環境整備事業、これに公共下水道事業を加えたものになっていくと思います。それと、浜地区におきましては地方創生拠点整備事業、浜駅ですね、その後、街なみ環境整備事業、それと農林水産省の補助によります、これは道の駅「鹿島」というふうな形で補助金をとりながら、全体総事業費といたしましては約17億円程度を見込んでいるところでございます。この投資に見合う以上のものを、私どもは活用することによってさらなるものをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

私からは、国民健康保険事業の広域化について、財政運営主体が県に移行することでどう

変わるのかということ、県と市の役割等どう変わっていくのかということにお答えをいたしたいと思います。

先ほど議員から紹介がありましたように、平成30年度から県と県内市町がともに国保の共同運営を行うことが法改正で決められました。今それに向けて県と県内市町で協議を進めているところでございますけれども、まず県の役割といたしまして、これまではほぼ指導といえますか、財政的には県は関与しておらなかったわけですが、今後は県の役割といたしまして財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担い、制度の安定化を図る。県が県内統一的な運営方針としての国保運営方針というものを示し、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することとされております。

まず、財政運営につきましては、先ほど申しましたように、県が責任主体となり、市町の納付金の決定、財政安定化基金の設置、運営を行います。市においては、県に納付金を納付することとなります。資格管理につきましては、県は事務の効率化、標準化、広域化を推進すること、市町におきましては被保険者証等の発行、窓口業務など資格管理は市のほうで行うこととなります。

保険料の決定、賦課徴収につきましては、県は市町ごとの標準保険税率を算定し、公表をいたします。市においては、標準保険税率を参考に保険税率を決定し、賦課徴収をいたします。

保険給付につきましては、県が給付に必要な費用を全額市町に支払うこととなります。市は保険給付の決定ということで、これは医療費の支払いということで今現在行っていることを行います。

保健事業につきましては、県が市町に対する助言、支援をいたします。市は保健事業の実施をすることとなります。これは現在も行っておりますので、実施主体としては変更がないものと考えております。

次に、制度改正によって鹿島市及び市民に及ぼす影響をどのように把握しておられるかということでございます。

今回の制度改正のポイントは、主に次の3点と考えております。1つ目が市町村の保険財政を安定させること、2つ目が国保業務について運営の効率化や広域化を図ること、3つ目が国保保険者としての機能を高めること、例えば、住民の健康づくりを行うことなどを上げております。

現在想定をいたしております影響、メリットでございますけれども、鹿島市においてのメリットで現在想定していることは、保険給付費に必要な費用は全額県が市に対して支払いをいたします。年度途中での医療費の高騰などのリスクを負わないこととなります。国が決定しております追加の公費負担、公費投入により財政が安定するものと考えております。これ

については、国が毎年3,400億円、これは平成27、28、29年度で実施をするものでございますけれども、合わせて3,400億円を財政支援するとされております。

続きまして、鹿島市へのデメリットについては、国保事業納付金を県に支払うことになりまして、支払った納付金に見合う保険税が入らなかった場合、納付されなかった場合、県が設置する財政安定化基金からその貸し付けを受けるなどして補填が必要になります。また、毎年納付金と標準保険税率が示される予定ですので、その都度保険税率の検討が必要になることと考えております。

一方、鹿島市民の方へのメリットですけれども、地域医療構想を含む医療計画の策定者は県でございます。国保の財政運営の責任主体となる県が同じとなりますので、これまで以上に良質な医療の効率的な提供ができるものと考えております。県内の市町の医療費水準により保険料水準が算定をされます。これを保険税に算入されるかどうかというのは、今後検討していく必要があると思っておりますけれども、医療費の実態に沿った保険税率となることが想定をされております。

また、鹿島市民へのデメリットということでございますけれども、先ほど申しましたけれども、毎年保険税率が変わる可能性があるということで、算定のし直し等が出てくる可能性があることなどを想定いたしております。

以上が鹿島市及び鹿島市民に対する影響ということでお答えをいたしました。

続いて、今後の保険財政に及ぼす影響ということで、認識をどうしているかというお尋ねでございますけれども、今回の国保改正につきましては、全国的な話でございますけれども、国保については年齢構成が高く、医療費水準が高いこと、財政基盤において所得水準が低い、保険料負担が重い、保険税の収納率の低下、全国的には一般会計の繰り入れや繰り上げ充用が行われていること、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在が多いことにより市町村間の格差があることという、市町村国保の構造的な課題を解消するための改正と認識をいたしております。

今回実施された見直しについては、公費拡充による財政基盤の強化、先ほど申しました毎年3,400億円の財政支援によるもの、それと運営のあり方と見直し、当初から申し上げましたように、これは県が財政運営の責任主体となることにより制度の安定化を図るということ、またこれにより期待される効果ということで、この安定化を図って国民皆保険制度を守っていくということでございます。

鹿島市としては、窓口業務など市民への対応と国保の被保険者が医療を受ける体制というのは大きく変わるものではないと認識をいたしております。大きな変更点がやはり財政運営というところであり、先ほど申しましたように、保険税の決定方法と国からの財政支援により、保険税が急騰せずに安定的に運営していければということで期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、これから一問一答にて質問させていただきます。

まず最初に、鹿島市の観光客の実態、現状について報告していただきました。私も県が報告します県内の観光実態調査を見てみますと、ここ10年間非常に浮き沈みありながら、ここ3年近くが急激な伸びを示しているわけですね。その中でも特に外国人の伸び率による影響ではないだろうかというふうに思うわけですが、先ほど報告していただきましたように、割合として伸びが外国人が多いということなんですけれども、しかし、急激に伸びている割には、観光消費額というのは全体的にはほとんど伸びていない。約27億円程度で横滑り的な感じだと思います。したがって、観光客1人当たりの消費する消費額というのは、むしろ減っているような感じなんですけれども、そこら辺を観光消費額が減っている要因はどう分析されているのか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

それでは、観光客数が伸びているが、観光消費額は伸びていないのではないかという質問についてお答えいたします。

角田議員が指摘されるように、観光客の人数はふえていますので、その観光客の方にいかにお金を使っていたかというのが課題だと思っております。

それで、ちょっと民間のカード会社が調査した数字がございますので、御紹介したいと思います。インバウンド旅行者の日本での支払いに関する調査というのをあるカード会社が行ってまして、外国人の観光客の方が現金のみで支払った平均消費額が132,100円、一方、カードを使用した人の平均消費額が174,360円という数値があります。このようにキャッシュレスといいますか、そういった対応も今後の課題ではないかと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

観光客数が24年度ぐらいまでは320万人で、ずっと21、22、23年度は来ていたんですけど、26年度に342万人、27年度で359万8,000人、約360万人と急激に、約40万人程度ここ二、三年で伸びているわけなんですけれども、観光客の消費額の平均は26億円台で、25年度2,676,000千

円、26年度2,720,000千円、27年度2,770,000千円で、余り伸びていなくて、1人当たりの消費額は25年度が822円、それから26年度が795円、それから27年度が772円と、極端に、観光客はふえているけれども、消費額が伸びていないという、そこら辺のやはりただ単なる滞在期間が短いばかりじゃなくて、もっと制度的に観光客の代金決済等がほとんど店舗でもカードでできるように都会ではなって、それが反映されている、やっぱりまだまだ鹿島の観光施設周辺でのクレジットカードのあれないという形で、なかなか現金を持ち歩かない観光客、そういった関係でそういった対応のおくれで伸びていないのかなというふうな感じで、観光施設もそういった対応が今後必要になってくるんじゃないかならうかと思います。

それと、観光客がふえている中で、日帰りがふえて、宿泊者数がずっと5万人、4万人と来ていたやつが、26年度3万4,900人、27年度が2万7,000人と、ずっと観光施設がないと言いながらも、最近宿泊者数が減っているというのは、これはどういった分析をなされているのでしょうか。宿泊施設はありながら、先ほど主なホテル等についてもまだ稼働率は8割程度と、金曜、土曜あたりは100%だけれども、まだあいているというふうな状況なんですけれども、施設が足りないという感じではないわけですね。そこら辺をどう分析されているのか、わかればお願いします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

それでは、宿泊者数が減っている原因をどう分析しているかという質問だったかと思いません。

確かに平成25年度には4万人近くあった数字が平成27年には2万7,000人ぐらいに減ってきております。これにつきましては、観光客の動向といたしますか、確かに市内には先ほど御紹介しましたように、宿泊施設がないということで、そこは今後の課題だと思っておりますので、民間の進出も含めて検証していきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

急激な伸びであるけれども、いわゆるそこら辺の受け入れる鹿島市としての対応が十分でないがために、観光客数はふえているけれども、市内観光産業に効果的な数字としてあらわれていない、そこら辺の観光施策のまずさというか、そこら辺を感じるわけですけども、特に国が人口減少が非常に進んでおりまして、国勢調査でいうと、前回調査からすると27万人ぐらい日本全体で減っているわけですね。27万人といたら、佐賀市の人口が24万人ぐらいですかね、佐賀市と鹿島市を合わせた2市の人口がそのまま減少しているというふうな日本の人口減少の形態ですけども、そういった反面、外国人が旅行客として訪れているのは、

28年度で2,400万人訪れているわけですね。国は平成32年度まで、あと3年後までに訪日外国人旅行客を4,000万人にふやすと、恐らく確実に到達するだろうと。そして、訪日外国人の旅行消費額を8兆円に伸ばすというふうな感じで、新たな観光戦略プランをして、いろんな取り組み、省庁を越えてやっている。そういった面で、鹿島市は非常に注目されて、そういった鹿島は観光産業として伸びる余地がありながら、注目されていますので、国の各省庁、先ほど3拠点の施設整備に地方創生事業、内閣府の補助事業をやり、国土交通省の街なみ環境整備事業、国を挙げていろんな事業を取り組もうとしているんですけども、もっともところら辺、やはり市内で金を落としてもらうための、ただ単なる線と点を結ぶというあれで、連携対策会議を庁内で設けていただきますけれども、本当にそこら辺の観光消費額が伸びるような対策を観光事業者あたりとしっかり練っていかないと、お客さんは来てもらうけれども、金は落ちないというふうな結果になるんじゃないかなろうかということで、そこら辺を今後の戦略会議でもっと、やはりこれを伸ばすためには、いわゆる観光客の伸びがまだまだ足りないと思います。現在、日本には2,400万人から来ているんですけども、北海道から沖縄まで主要の観光都市はもう外国人でいっぱい、日本人は少なくて外国人だらけと、外国人の客が楽しく滞在していけるようないろんな対策をとっているんですけど、そこら辺の対策は鹿島市においてまだまだ取り組みがないんじゃないかなろうかと思うんですが、それちょっとお尋ねですけど、現在の外国人の受け入れとしていろんな鹿島市の観光案内、パンフレットを見てもみますと、5カ国語ですか、中国語が簡体字と繁体字というんですかね、何か2カ国語していますので、6カ国語のパンフレット等を作成されておりますけれども、ほとんど外国人は列車では来ていないんですね。やっぱりバスツアーとか、あるいは先ほど観光実態として報告されましたレンタカーが3割、これは特に中国、韓国ではレンタカーが観光の主流になって、これがどんどん今後ふえると思います。3割から5割、6割と、そういった方は観光案内所にはほとんど訪れないと思うんですけど、ほとんどインターネットを利用した、いわゆるスマートフォンを利用した観光案内を見るんですけども、市のホームページなり観光協会の観光PRとして、そういった6カ国語の対応としてスマートフォンでぱっと見られるようなアプリとか、そういったものが利用して見られる状態になっているのかどうか、そこら辺ちょっとお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

それでは、外国人観光客に対しますホームページなどの環境についての質問だったと思います。

市のホームページにおきましては、さきに議員からもありましたように、中国語が2種類、スペイン、タイ、ドイツ、フランス、ロシア、英語、韓国語に対応しております。市のほう

には観光に特化したバナーとございますか、ホームページもありますけれども、そちらはタイ、英語、韓国語、中国語の2種類の表示ができるようになっております。

それと、県ですけれども、佐賀トラベルサポートということで、24時間体制でコールセンターのほうを開設してあります。そこではスマートフォンの翻訳アプリ等も4カ国語対応しておりますので、こういったふうに外国人観光客への対応を行っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

そういった形で観光パンフレットも6カ国語の翻訳が載せてあると、私もホームページを開いて確認をさせていただきました。ただ、現在、カタログポケットとって、いわゆるグーグルのアプリで自由に検索して、それで市の観光パンフレット、日本語でつくった観光パンフレットがPDF化されておれば、自分で6カ国語に自動翻訳ができるように、金がかからなくて見られるというふうな形になっています。だから、そういったカタログポケットのようなアプリ、それを外国人はいろんなところで利用して、自分が行きたいところに行っていると、いわゆる団体ツアーというよりも個人、特に体験型の旅行を好んで、自分の行きたい、体験ができる場所を旅行する、こういったやつが非常にふえていて、そういった観光客に対する対応というのがインバウンド対応としては必要と言われておまして、そのアプリを利用するにしても、主な観光施設はそういった6カ国語翻訳をしてありました。ただ、いろんな地区でのイベントですね、歴史文化に触れたいということで、各地域のお祭りとか、いろんなイベントに外国人は行きたいと、それが今後ふえてくるだろうと、そういった体験型がふえてきますので、そういったものにも簡単に見られるような、6カ国語に翻訳できるようなホームページに、そこら辺の対応をしていただければというふうに思います。

そこで、体験型と言いましたけれども、鹿島市の観光、この3拠点施設及び、中でも体験的なものはちょっと少のうございます。そういった面で、体験できるような観光商品をどんどんPRをしていただきたいと思うんですけれども、そこで特に問題となるのは、観光PRに当たっても体制の問題が出てくるわけですけれども、この体制の問題について、行政が力を入れていただいているということは十分承知しております。その効果としていろいろあらわれてきておりますけれども、観光協会の推進体制についてちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、鹿島市と観光協会との役割、機能分担はどういうふうになされているのか。というのは、鹿島市の観光施策というのは行政はもとより、佐賀県の観光連盟、あるいは鹿島市観光協会、商工会議所、こういったもので連携していただいておりますけれども、その中でも鹿島市観光協会の存在はウエートが非常に多いと思いますけれども、現在の観光協会と市役所との役割、機能分担はどういうふうな形をとっておられるのか。あわせて、鹿

島市観光協会の組織体制、人事体制はどういうふうになっているのか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

鹿島市と観光協会の役割というふうな質問だったかと思えますけれども、役割、機能分担については一言では言えないものがありますけれども、市のほうでは外向けに観光情報の発信を行い、観光客の集客に努めております。一方、観光協会は鹿島市に来ていただいた観光客への情報発信を行っております。そのほかにも皆様御存じのとおり、鹿島市は江戸時代から酒づくりが盛んな地域で、鹿島のおいしい日本酒の普及促進を図るため、平成25年に議員提案により鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例を全国で2番目に制定してあります。例えば、鹿島のおいしいお酒を関東や関西などの物販促進会やツアー企画のところでPRする場合、市の職員がパンフレットなどで紹介して試飲まではしてもらうことはできるんですけれども、もしそこでそのお酒を売ってくれと言われた場合、販売ができません。しかし、市の観光協会のほうでは法人で酒類販売免許を持っていらっしゃいますので、観光協会の職員さんに一緒に来ていただいたりして、そこで実際に販売ができますので、そういったメリットもごございます。

次に、観光協会の組織体制ということですので、観光協会の組織・人員体制は、会長1名、副会長3名、職員5名、パート2名となっております。職員のうち1名は鹿島市からの派遣としております。また、常任理事12名、運営理事30名、幹事2名、会員数は平成28年度末現在で204会員となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

質問で呼ばれていないんですけれども、つい応答を聞いていると、少しずれているかもしれないなど、どっちがいいとか悪いとかじゃなくて、気になるので1点だけ私からお話をしておきたいと思います。

観光協会であれ市役所であれ、何をしないといけないかという点については、ずれていたら困ると思うんですよ。そのところは、どうも議員の質問を十分我々が受けとめ切れていないのかもしれないと思いますので、補足をしておきます。

今、インバウンドがどちらかというと中心になっておりますけれども、当然お見えになる方は外国から来るんだから、ぶらっと来て、いわゆるバックパッカーという人もいますけれども、通常は高い金を使ってくるので、ある程度の目的、調査はしてくるはずですね。自

分たちが外国に行くときのことを考えてもそうだと思います。現実問題として、東京、京都、大阪に行かれる方はいいんですけれども、鹿島に見えろかなると、かなりレアなケースでしょうから、一般的にはね。しっかりと調査してみえてると思いますけれども、それに対して我々が十分おもてなしというか、対応しているかと、そのところが一番今心配しておられることだと思います。そういう意味では、議員の切り口は非常に大切なことを言ってみていてると思うんですよ。

全体として少し違うかなと思いましたが、人数はふえてるけれども、伸びていないというのは1人当たりのがなかなか伸び切っていない、全体としては伸びていてるんですよ。それは当たり前ですね、数多く来よんさるけん。伸びていない理由は今上げられていますのは、全国的に共通してあるんですけれども、24年、25年あたりに多かった中国人のお客さん、この方々が1人で物すごくたくさんお使いになりました。だから、トータルとしては爆発的に伸びていてるんですよ。今はそういう方が余りお見えにならないので、人数程度の伸びしかないということなので、このやりとりをお聞きになった方が、あら減ってとやなかろうかいと思われるかもしれませんが、そうではございません。お見えになる方の人数分はしっかりとお使いになっていると。ただ、問題は、そのときの単価が伸び切っていないんですよ。それは理由がございまして、宿泊時間、あるいは滞在時間がないもんですから、その分が伸び切れていないと。その原因の一つは宿泊施設が十分じゃない、もう一つは鹿島としての食事がないんですよ。あそこに行ったらこういう料理が食えるよというのがないと、やっぱり全国の観光地でも独特の料理がないといけないということなんで、現在、明治150年をきっかけに鹿島の御膳、鹿島らしい食事をつくらうじゃないかということで関係者が頑張っている、ここはその説明をしておきたいと思ひます。

それから、現在、外国の方が、これは全国共通、一般論なんですけれども、特に地方に行かれて戸惑っておられるんですよ。その場面ごとによく言われるのは、おおむね4つあるんですけれども、1つは宿泊のときに大体ベッドになれている人が一般的に多いんですよ。ところが、畳に布団を敷いて寝んばいかんと、なかなか日本風なことがのみ込めないと。それから、もう一つは靴を脱ぐか脱がないかですね。それと、お風呂とシャワー、これがかなり戸惑っておられる原因だと。これも恐らく影響しているんじゃないかと思ひます。

2つ目が買い物、これが御指摘の一番関係する部分です。アパレルの伸びが大きかったんですが、最近余りアパレルは伸びていないんですよ。これが恐らく総額の伸びに影響していると思ひます。これには中国観光客が影響していますけれども、実は日本らしいというか、外国らしいといひますか、少し原因が違ひまして、国内でどっちかという、型に合わせてサイズをはかるというのが多いようなんです。向こうの方は全員試着室に入って、試着をしてみるとというのが一般論だそうなんですが、なかなかそこで十分対応し切れていないか、あるいはサイズが、我々と違ひて、外国の方はサイズのところをたくさん取りそろえないと対応

できないと。それからもう一つは、お勧めの仕方、これは後ほど言いますが、言語と関係性がある、おしゃべりとですね。

3つ目が食事、これも食事がなければじゃなくて、食券で買うというのが非常に苦手らしいんですよ、お見えになる方はね。それから、もう一つはどうやって食べればいいのか、箸で食わせるのが一般ですが、必ずしも箸を使うのが上手じゃないということですね。あと、スープを音を立てる、立てないって、こういうふうなトラブルがあると。この辺が一番の問題ですね。

最後に、動かれます。動く方が、いわゆる公共交通で動くときと、レンタカーなんかで動かれますよね。そういうときに路線の標示が下手だと、うまくないと、これはよく言われるんですよ。わからないと、余りに丁寧になり過ぎて、みんな書いてあって、どれを曲がればいいのかとか目的物がわからないと。それから、向こうの方は順序よく並ばれるのが得意じゃないんですよ。乗車口にどつと行かれますから。あともう一つ言われているのが、禁煙の扱いになります。こういうことでよくトラブルが起きるんで、それをわかるようにしてやらないといけないと。

ただ、今言ったことに全部共通して言われるのは、決済方法なんですよ。向こうの方はおっしゃったように、カードを非常にお使いになります。ただ、余りカードが普及していない地域ではつらいなど。それからもう一つは、当たり前ですが、言葉ですよ。外国語が得意じゃないなど、だから、書いてやらんといかんと。それから、よく無駄だと言われるのが包装なんですよ。小っちゃいのまで全部包んでやるのは時間がかかるし、コストが高いと。それから、最後に指摘されました情報、調べておみえになりますし、Wi-Fiとかよく整備されていない、あるいはどうやって最後の目的のところへ通じるかというのがどうもうまく整備されていないと。だから、今お話ししましたように、どうも指摘をされているようなことにできるだけ観光協会がやろうが、商店街がやろうが、市役所がやろうが、ちゃんと対応していかないと応え切れないなど。これから伸びることは予定されていますから、たくさんお見えになることは十分対応していかないと、これは今後の議論、勉強するところだと思います。

ただ、一番もう一つ言われているのは、日本人が得意じゃない分野があるんですよ。これはちょっと何とも言えないけれども、一つは宗教上、あるいは民族的なタブーといいますか、それがなかなか行き渡っていないので、そのトラブルだけはないように勉強しないといけないと、これは勉強するしかないです。

もう一つは、そうしょっちゅうないと思いますが、歴史認識について発言でヘイト発言であったり、国際紛争になりかねないような発言を割と気楽にやってしまうということがあるようです。

それから、最後はマナー、エチケットの類いで、人によっては左手を使っちゃいけないと

かいう民族なりおられますけれども、そういうのが全く無関心、気配りがないと。

いろんなことを申し上げましたが、そういうことを全部みんなが寄ってたかって勉強して対応できるようにしないといけないと思います。個別の協議会をつくる、何をする、大事ですけれども、トータルとして今言いましたようなこと、根っこで我々は、誰がやるにしても頑張っていけないといけないと思います。ただ、これから働き方も変わってきます。労働時間も減っていく方向に行くでしょう。それから、AI、つまりアーティフィシアルインテリジェンスの世界ですか、もうなくなる仕事もあるかもしれない。そうなったら、やることはどうやって時間を過ごすか、これからは金持ちじゃなくて時間持ちが評価される時代になるかもしれませんから、ぜひそういう人の受け皿を今以上に準備する、こういう心構えで、誰がやろうとも、市内全部で頑張っていけないといけないと思いましたので、ちょっと焦点がずれているかなと心配がありました。ずれてなければいいんですけど、そういうことを補足しておきたいと思います。長くなりましたけど。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

それから、いろんな観光客の方を効果的な呼び方をするためには、やはり行政と観光協会がタイアップして、どこまでを行政がするのか、観光協会がするのか、役割分担をはっきりしないと、我々常任委員会で観光協会の役員さんと意見交換をした中でも、非常に観光協会の組織体制が行政の下請機関的な感じをとられておられて、いわゆる予算的にほとんどふえていない、委託料にしても事業費にしても、むしろ減っている。これだけ観光事業が望まれる中で、行政のほうはある程度人的なあれは補強されておりますけれども、観光協会の組織体制、観光協会も自前の収益事業としていろいろ頑張っておられます。そういった中で、トータル約38,000千円、歳入歳出予算的に見えますけれども、そこを動かされる人的な体制が、観光協会はどうしても優秀な職員の教育をして、そういった対応をしなくちゃならないけれども、なかなか育たないというふうな形で、やはり今必要なときに観光協会と行政とタイアップしていろんな観光商品を、行政で一生懸命、先ほど御紹介あって、頑張っていたということでしたけれども、むしろ、そういった会員である観光事業者がもっともっと頑張るいただくためには観光協会を強化していただいて、育てていただいて、自前でやっていけるような、そのためにはそこら辺の行政と観光協会の役割分担、機能をはっきりして、現状を見てもみますと、本来は観光協会というのは観光振興を図る上で事業者と会員とのパイプ役とか、あるいはコーディネーター役として頑張っていたかなければならないわけですが、その機能が果たされていない、果たすことができていない、そういった面で行政のほうはもう少し強化をぜひお願いしていただきたい。もう一度組織のあり方、観光協会の現状を把握されて、そこら辺の支援体制の強化をお願いしたいと思います。ちよっ

とこれだけに時間をかけると、残りがなくなりますので、ぜひ観光協会の役割、そういったものはっきり明確にして、組織体制の支援、そういったものについて御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、国保会計に、ちょっと時間がなくなってきましたので、いろんな制度改正になるということで、市民にとっては余り関係ないような感じを言われまして、広域化によって効率的な形で財政運営が安定するという一方で、しかし、まだ県一本化にはならないわけですね。各市町の徴収率なり保険給付費の実態に応じて各市町ごとの保険料率を設定されると、標準保険料率を市のほうに示して、市町ごとに保険料率を決めると。今までと違って、財政が足りないときには改定とかするんですけど、今回より毎年保険料率が変わってくといった形で、徴収率を上げることによって、そういったものが安定する、それで医療費抑制のためのいろんな保健事業の取り組みによって保険給付を安定化させる、それによって保健事業が安定するわけですけれども、そこら辺の標準保険料率がまだ示されていないということでしたけれども、今後、県から市町に示される、いわゆる市が県に納める納付金と標準保険料率というのはいつごろ示されるのか、それとあわせて、現在、市独自でもこれまでの徴収率なり、あるいは保険給付の実態からしてある程度の来年度以降、統一したら、このくらいの標準保険料率が示されるだろうというふうなある程度のシミュレーションはされていると思うんですけど、現在、そういった標準的なものを示されていないのかどうか、それに基づいて大体上がるのか上がらないのか、そこら辺はまだはっきりわからないと思うんですけど、そこら辺をどう把握されているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

まず、標準保険料率が示されるということですが、これは大きく3つの標準保険税率が示されます。1点目に、都道府県の標準保険税率、全国統一の算定基準による当該都道府県の保険税率の標準的な水準をあらわすということで、佐賀県であれば佐賀県一本で全国的にどのくらいなのかという保険税率、それとその後市町村標準保険税率ということで、都道府県内の市町村が統一の算定基準による市町村ごとの保険税率の標準的な水準をあらわすということで、横並べというか、横比べといいますか、比較ができるような形での税率が示されます。それと、最後に各市町村の算定基準に基づく標準的な保険税率ということで、今応能割、応益割等がございますけれども、鹿島市の水準であればどのくらいになるよというようなことでの税率が示されるということで、この3つが示されることになっております。

お尋ねのスケジュールでございますけれども、当初、平成28年10月ぐらいには簡易ソフトが全国各県に配付されて試算ができるというスケジュールでございましたけれども、それが

バグといたしますか、精度が低いということで、今県で公表できる段階ではないということで今進められております。

今後のスケジュールにおきましては、今年6月、今月ですけれども、6月から7月に納付金試算に必要な公費の考え方ということで、これを国が提示することになります。当然医療費の算定というのもございますけれども、それ以外に公費がどのぐらい入るかということでかなり税率が変わってまいりますので、その公費の算入方法ということで、今まで市町村に交付されていた交付金、今回改正によって県のほうにも交付をされるという形になります。それがどういったバランスで交付をされるのかというのがこれまで示されておられません。そういったことがありまして、今までの試算についてはこれまでの公費の投入というのを使得やっていたということもあって、試算の精度が低いということを国が申しております。これが示された後に、ことし29年8月から9月にまた試算をいたします。試算をした上で国のほうに報告をするということで、国のほうで精度をまた見るという形になります。

今、国のほうから示されているスケジュールでは、平成29年10月ごろには来年度の国保の税率なり交付金なりの算定をするための仮係数というのを提示するということになります。これは医療費の指数だったり、人口の推計だったりというような形になりますけど、それを仮に示すということで、仮係数を用いて、今年10月から11月ぐらいに算定をしますということで、国のほうでは予算編成等がございまして、12月ごろには確定係数というのを示しますということでスケジュールが参っております。確定係数が出れば、標準保険税率がほぼ示されるという形になろうかと思っておりますので、そういったことで税率の算定の準備にうちのほうは、仮係数の段階からと思っておりますけれども、そういったところで準備に入るのかなと、今のところはそういったところでございます。

独自の保険税率、鹿島市でのシミュレーションということでございますけれども、今申し上げましたように、交付金のルールとか医療費の推計というのが国から示されないということで、県のほうも今ちょっと試算ができていない状況でございますので、これが出なければ鹿島市の来年度に向けての税率というのも、鹿島だけでどういった形になりますよというのは現在できない状況ではないかと思っております。それは県のほうの動きと県の標準保険税率等の試算を見ながらということで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

今のお話によると、スケジュールが非常におくれている、12月に確定、それを受けて市独自で保険料率を計算するということ、来年度の当初予算に間に合わないんじゃないかならうかと。こういった形で、毎年、市町で保険料率を計算しなくちゃならないと。これはよその県の、

県単位での国保会計の運営協議会あたりで進捗状況をちょっとのぞいてみたんですけど、もう仮試算的なものを示して、市町ごとにして、あなたのところはどのくらい上がりますよという県もありましたので、だから、それで鹿島市もそういった仮試算的なものでわかれば非常に安心をするんですけども、来年度施行に向けてちょっと心配ですね。

それで、ちょっと時間がなくなっただけですけども、市独自で県の標準保険税率をもとに市の国保税の徴収率なり保健事業の取り組み、医療費抑制の取り組みによってそこら辺が変わると思うんですけども、いろんな取り組みは、きのう中村議員の質問で取り組み状況を聞きましたので省略しますが、現在取り組んでも現在の保険料を上げないための課題というのがどういったことを現在とられているのでしょうか。徴収率はここ26、27年で非常に上がっております。これについては非常に評価をいたしております。91%台が95%台に、27、28年は一気に4ポイントほど上げられて、県が示された収納率の目標をクリアしているんですけども、そこら辺、課題についてどういうふうに取り組まれているのか、最後に質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

保険税が上がらないためにということで、課題ということでお尋ねかと思えます。

これまでの取り組みにつきましては、昨日も申し上げましたように、保健事業等、収納率向上対策ということで医療費の適正化などを図ってきたところでございます。保健事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、各市町で実施をしていくという形になります。ただ、県のほうでも財政運営を担うということで、保険者の一つとして県民の健康づくりにもその責任を負うこととなります。また、国は保険者努力支援制度という財政支援を健康づくりや予防事業、医療費適正化に対して公金を交付するという形になります。これは今後は目標値を定めて、それを達成した自治体への交付ということが想定をされております。広域化をチャンスにして、県内統一してできる事業の実施などを考えていくとともに、ほかの市町の取り組み事例などを参考にして、その効果を上げていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

以上で15番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

皆さんこんにちは。8番議員勝屋弘貞でございます。6月議会の最後の一般質問でございます。張り切ってまいります。

それでは、通告に従いまして御質問申し上げます。

今回は、文科省が行いました教育委員会における学校の業務改善のための取り組み状況調査、平成27年度の結果をもとに、鹿島市の現状を検証するということでの質問でございます。

学校職員にとって職場である学校は、子供たちにとりましては起きている時間の大半を過ごし、授業、遊び、部活、友人関係などさまざまな体験、経験を通じ自己を発見し、成長していく非常に重要な場であり、その学校現場における業務の改善が滞るということは、ひいては子供たちに悪影響を与えるということになるわけでございます。子供たちが安心して学校生活を過ごすことができる環境づくりは、我々大人がしっかりと考えなければならないところでもあります。

昨今、学校現場を取り巻く環境の多様化、複雑化が明らかに進んでいる中、しつけや学力の向上などの学校への要求はふえる一方で、そこには教職員の負担軽減がなかなか進まない現状があるわけでございます。教員の長時間労働問題を初めとする業務の改善が一番大切な本来の業務とも言えます。子供たちと向き合う時間の確保につながり、誇りとやりがいを持つ職場の構築は喫緊の課題であります。

今回、この質問を取り上げるに当たりまして、管理職を含めました教職員の方々に現状を尋ねてみました。その折、「休み時間も十分にとれず、トイレに行くのがやっと」や、「業務改善については進捗がなく、あっても新たな事由が発生し別の負担がふえ、軽減したとは感じにくい」といったようなお声をお聞きしました。

また、本6月議会で委員会付託となりました請願、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2018年度政府予算に係る意見書について、県教職員組合の方々より説明を受け、意見交換する機会がございました。この請願は以前より毎年提出されているものでありますが、この折にも専門的知識を持った教職員の増員を含め、計画的な職員定数改善の必要性など、現場の実情を詳しく聞くことができました。

平成26年に公表されたOECD、経済協力開発機構において行われた国際教員指導環境調査の結果では、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国中最長となっていて、勤務時間の内訳を見ると、授業の時間は3カ国平均程度であるのに対し、課外活動の指導時間や事務業務の時間が長いという結果が出ております。これは、諸外国においては教員の業務が主に授業に特化しているのに対し、我が国では教科の指導、生徒の指導、部活動の指導などを

一体的に行うことになっているからであります。この日本型学校教育の成果はPISA、これは加盟国を中心に3年ごとに実施される15歳時の学習到達度調査でございますけれども、このPISAを初めとします各種国際調査におきましては、我が国はトップレベルの成績を残しているとともに、勤勉さ、礼儀正しさなどの道徳面、人格面において評価がなされているところであります。このような大きな成果を上げ、我が国の教育のすばらしさを誇れるところであります。

しかしながら、一方では、先ほどより申し上げておりますとおり、産休、育休によります代替教員を探すにしてもなかなか見つからないことや、大きな負担を伴う長時間の勤務実態など、慢性的な人手不足のために、現状のままでは同様の成果を上げていくということは困難と言われておるところでございます。

全国的に見ますと、通級指導など特別な指導を受けている児童・生徒は10年前と比べまして2.3倍に増加しており、これらに必要な加配教員数は十分に配置がなされておらず、鹿島市におきましても右肩上がりの状況と聞いております。日本国中の地方自治体は、厳しい予算の中で加配教職員を採用するなど教育現場の業務改善に努めておるわけで、鹿島市におきましても、さまざまな取り組みがなされておることは認識いたしておるところでございますが、先ほどより申し上げますとおり、現場の声は教育委員会に届いておるのか、まずは教育長の見解をお聞きして、総括の質問を終わりたいと思います。

あとは一問一答にてお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

勝屋議員のほうから学校の現状について、教育委員会に届いているのかという御質問がございましたので、お答えをいたします。

学校現場が多忙化しているという現状につきまして、さまざまな面から御指摘をいただいて、また、教育委員会が中心となって学校現場の現状について考慮しなければならないことについても御心配をいただき、まずはお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、勝屋議員から御指摘いただきました、現場の声は教育委員会に届いているかとの御質問ですが、学校現場の状況につきましては、しっかりと聞いて、見て、認識をしておるというふうに考えております。

勝屋議員が御指摘されておりますけれども、教職員の一番大切な本来の業務、子供たちと向き合う時間の確保が一番大切でありまして、また、誇りとかやりがいの持てる職場の構築が課題であるというのは、まさしくそのとおりだと思っております。

そのために教育委員会はどのような形で学校現場の声を聞いているかということになりますが、鹿島市内およそ200人ほどの教職員がいるわけなんですけれども、一人一人から意見を

聞くことはまず無理でございます。ただ、学校のほうで校長先生はほとんど毎月かなりの回数で先生方と個人的に直接会ってヒアリングをしていただいております。そしてまた、そのヒアリングした結果を報告していただいております。先生方の状況とか学校の状況につきましては、それを見せていただくことによって、ある程度把握ができます。ただ、それを見るだけではなかなかわからないところもございますので、やはり校長先生方と直接お会いをして、そして、いろいろと意見等も聞きながら、学校の状況を把握しようということで努めております。また、定例的に校長会を実施しております。その場でも意見を聞かせてもらったり、必要に応じて直接教育委員会のほうに足を運んでいただいて意見等を聴取したりしておるところであります。また、そのほか、いろんな形で先生方とお会いする機会があるわけなんですけれども、先ほど申し上げましたように、校長会以外には、学校には副校長、教頭、教務主任、あるいは事務長等の管理主任含めていらっしゃいますので、そういう方との研修会も定期的実施をしております。特に今年度教務主任の方とお会いして、ちょっと研修会をふやしたほうがいいかなと、学校の状況を知るためにも、あるいは情報交換をするためにもふやしたほうがいいかなということでふやす方向でおりますし、そのほか、学力向上推進委員会とか、いじめ不登校対策委員会を年にそれぞれ4回ずつ行っております。担当の先生方とお会いして、学校の状況等についてはその都度意見等を聴取しております。

また、そのほかには、主に長期休業前になりますけれども、生徒指導主任会も定期的開催をしております。子供たちの様子、学校の様子を知る機会ともなっております。また、就学指導に関します教育支援委員会というのも年に3回程度行っております。特別支援教育に関する先生方がお集まりいただいて、子供たちの状況に応じた就学指導の会議を行っております。子供たちの状況、学校の状況を知る機会ともなっております。

それとあと加えて養護教諭の研修会も年に7回ほど行っておりますし、事務職員の研修会もほぼ毎月定期的に行っておるところということで、子供たちの様子、学校の状況についてはその都度お話を聞いておるところであります。

以上のように、いろんな会合で直接それぞれの担当の先生方から現場の状況を聞いておりますし、そのほか、直接学校のほうにお伺いをして、実際に見て聞いて状況を把握しております。その一つとして、学校視察、教育委員さん方全部で終日かけて行っているわけなんですけれども、これは主に2年に1回確実に行っております。そのほか、施設設備等の視察にも教育委員さんたちと一緒に伺っておりますし、学校行事、運動会とか体育大会、そして文化祭等にも極力参加、出席をするようにしております。そのほか、市の行事になりますけれども、教育研究大会というのを学校回しで行っております。そこには各学校の先生方も参加をさせていただいて、授業の状況を見たり、研究会を行ったりして、授業力の向上に努めたりしておるところであります。そういうことで、直接学校に行く機会もできるだけふやすような方向でやって状況を把握するというように努めておりますし、今後もさ

らに力を入れていきたいというふうに思っております。

勝屋議員のほうからOECDでの調査の結果をお話しいただいて、日本の教員の1週間当たりの勤務時間が最も長いという結果を知らせていただきましたけれども、確かにその内訳で特徴的なのが、授業以外での指導時間とか、事務の仕事の時間が長いという結果があらわれておりました。このような状況につきましては、これまで私自身の教職生活でも経験をしてきておりますし、退職した後もいろんな場でいろんな方から現場の声を聞いて把握しているところであります。

皆さんも御存じだと思いますが、ことしの4月に文部科学省が平成28年度の教員の勤務実態調査の結果を発表いたしまして、たしか4月28日ごろだったと思いますけれども、その翌日あたりに大々的に新聞でも報道をされておりました。実際の調査は平成28年10月から11月のうちの連続する7日間の勤務の実態について抽出調査が行われたわけなんですけれども、その結果、非常に深刻な状況が明らかになりまして、先ほど勝屋議員が言われましたように、なかなかトイレに行く暇もないとか、そして「過重な仕事 教員悲鳴」とか、「中学の6割 「過労死ライン」」とか、そういった見出しで記事が載っておりました。実はこういった調査につきましては10年ぶりに行われております。10年前、平成18年にも実施をされておまして、その10年間で非常に大きく変化をした。結局、先生方の勤務されている時間が延びたという状況が判明をしております。

改めてこれまでの国の調査等の状況を振り返ってお話をしたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、平成18年に調査がなされておりますけれども、それ以前は、かなり昔と言ったほうがいいと思っておりますけれども、昭和41年に調査がなされておまして、平成18年に行われたのが、結局40年間かかっておりました。40年間、結局、詳しい調査がなされていないということになりますけれども、10年後、平成28年にまた調査が行われましたが、その前にOECDの結果が公表されているわけなんです、平成26年です。ですから、平成26年にOECDの発表が行われて、かなりそこら辺で大きな話題になって、そして、これは計画がされていたとは思いますが、平成28年に改めて調査がなされた。

その調査の前に、27年には学校現場における業務改善の一層の推進についてという通知が出されておまして、業務改善にしっかり努めていただきたいという話があります。ちょうどそのときに、この後、話に出てくると思いますが、ガイドラインというものが示されておまして、その中に業務改善に取り組む手だて等が詳しく載せてあります。改めて私も全部目を通したわけなんですけれども、実はこれもページ数が91ページというかなり多いページ数でありまして、はっきり言って、これ全部目を通すのにかなり時間をかけてしまいました。

そして、そのガイドラインが示された後、平成28年に教育委員会における学校の業務改善のための取り組み状況調査の結果、今回、勝屋議員が話題にされておりますその調査の結果

になるわけなんですけれども、それが示されて、そして、その前に実はもう一つ通知等が行われております。28年6月になりますけれども、「学校現場における業務の適正化に向けて」、「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」というのが28年6月に出されて、その翌月に勝屋議員が取り上げておられます教育委員会における学校の業務改善のための取り組み状況調査の計画というのが出されておまして、かなりとんとんという形でいろんな通知とか調査が行われております。そしてその後、平成28年にも文科省が勤務状況調査を行ったという話を申し上げましたけれども、改めて平成18年から10年後に調査が行われて、そしてことしの4月28日に結果が公表されたという経過がございます。

こういった経過がありまして、これまでかなり空白期間はありましたけれども、改めて学校の業務について見直す、そういった機会が与えられたんじゃないかなと私自身も思っておりますし、学校ができるだけいい状況になりますように、教育委員会としても取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、まず回答をいたします。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

御丁寧な答弁ありがとうございました。

これから一問一答に参りたいと思っておりますけれども、質問に入ります前に、数日前の新聞の記事を見て御存じの方もおられるかもしれませんが、私がこういう質問をすることに何か合わせたような感じで新聞記事に載っておりましたので、それをちょっと御紹介したいと思います。

2014年、その当時46歳だった大分県の女性教諭の過労死の記事が載っておりました。直前の3カ月の時間外勤務は、いずれも月110時間を超えており、長時間労働が引き起こしたと認定されたという内容でございました。それが今月の12日付で認定されたということなんです、2014年の話なんですけどね。そのお父様が84歳になられる方だそうです。「勤務先の中学校は近くだった。授業などに備え、ほぼ毎日、遅くとも午前7時前には家を出た。帰りは遅く、休日もない。「能率を上げきらんのか」と声を掛けたこともあるが、愚痴や泣き言は聞いた覚えがない。「仕事が多く、生徒を十分に見てあげられない。かわいそう」一。そう漏らす声が耳に残る。――多忙な中、進んで世話をしてくれた娘の姿が忘れられない。

「全てがむなし」。思い出すと暗い気持ちになる。――公務災害認定で娘が戻るわけではない。同じように手を抜けない真面目な先生こそ気を付けて、と伝えたい。」、こういうお父様のコメントもございました。本当にちょっと何かやるせない気持ちになった次第でございます。

それでは、一問一答を行いたいと思います。

私なりに今回、鹿島市の回答と国や県の状況を照らし合わせて分析してみました。佐賀県は全てにおいて県の平均を上回っておりまして、鹿島市も県内でもよく取り組みがなされているように回答を見る限りではございました。

しかしながら、それでも先ほど申し上げましたとおり、現場のほうの声を聞けば、なかなか改善が見られているのかどうかと、ちょっと首をかしげざるを得ないようなことでございます。やっていなかったらもっとひどいことになっておるということも考えられるんでしょうけれども、それでいいのかですね。校長先生を体験されました教育長は現場の苦勞をよく御存じのはずだと思います。

じゃ、それに照らし合わせて分析して気になったことを順序よく聞きますけれども、鹿島市においては業務改善目標を含むところでの業務改善方針が策定されておりました。策定は検討なさっておるのか。必要でないということなのであれば、その理由をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

業務改善方針計画等を策定していないということなんですけれども、現在、多方面の改善方針をまとめた、いわゆる行革プラン的なものの改善方針等は策定しておりません。

ただ、個別業務で、先ほど出ておりました多忙化の検討委員会等々については行っているところではございます。ですので、策定している他市町、いろんな情報があると思いますので、そこら辺参考に見させていただきながら、そういう方針を打ち出したほうがいいのかどうか検討させていただきまして、今後の材料とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

ぜひとも検討していただくということで進めていただければと思います。

それでは、先ほど教育長のほうからもガイドラインの話がございました。御存じですので、聞こうと思っていたら、全部読みましたということだったので安心しましたけれども、この中に、「学校の設置者である教育委員会がイニシアチブをとって」、ここが大事ですね。

「イニシアチブをとって学校現場の業務改善に取り組み、支援するという観点から策定したものであり、業務改善の基本的な考え方や改善の方向性、留意すべき主なポイントを示したもの」ですね、このガイドラインはですね。

その中の業務改善の基本的な考え方と改善の方向性というところでは、基本的な考えとして5つの観点から整理されております。1つ、校長のリーダーシップによる学校の組織的マネジメント、2つ、教職員と事務職員等との役割分担など組織としての学校づくり、3つ、校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくり、4つ、地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくり、5つ、教育委員会による率先した学校サポートの体制づくり、この5つでございます。

1つ目の校長のリーダーシップによる学校の組織的マネジメントについては、A4のものが5ページにもわたっておりまして、リーダーシップ、マネジメント、この2つの言葉は繰り返し繰り返し使われておりました。

アンケートに対する鹿島市の回答に戻りますけれども、校長を初めとする管理職のマネジメントに係る研修機会、内容の充実、研修のプログラム開発は取り組んでいないという回答でございました。県内の20の自治体中、その半数以上の11の自治体においてこれに取り組んでおられるようでございます。鹿島市ではなぜやっておられないのか、教育委員会がイニシアチブをとっていないのではないのか、その理由はどういうことなんでございましょうか、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

校長を初めとする管理職のマネジメント研修機会、内容充実、研修プログラム等を行っていないのはなぜかということなんですけれども、基本的には県教委のほうでその旨の研修会をなされておりますので、それに加えて市独自というのは今のところ考えていない状況であります。そこら辺につきましては、実際、現場と考えながら今後どうしていくのかというのは、まだ研究の課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、よろしく願いいたします。

質問する前に、先ほどお昼のニュースで取り上げられておりました、今プリントしてきていますので、それをちょっと読みたいと思いますけど、文科省、教諭の働き方改革の具体策検討を中教審に諮問ということで、文部科学大臣が中央教育審議会の総会において、長時間労働を改善するためのやり方等の具体策を検討するよにということで諮問したということであっておりました。タイムリーなニュースだなと思って、ちょっと取り上げてみました。

じゃ、次、質問を続けたいと思います。

先ほど申しあげました業務改善の基本的な考え方と改善の方向性というところの基本的な考え方の5つの観点の2つ目でございます。教員と事務職員等との役割分担など組織としての学校づくりのところで、「これまで担当してきた総務・財務事務に加え、学校運営に関する事務についても、副校長・教頭・主幹教諭等とともに積極的に担っていくことが期待される。」とありました。また、拠点校に事務の共同実施組織を置き、定期的に集まり、共同処理を行うなどの事務処理体制の一層の充実が期待されるとございました。鹿島市は、アンケートには教員と事務職員等との役割分担など組織としての学校づくりに取り組んでいて、学校事務の共同実施を推進しているというふうに答えておりましたけれども、これはどういったものなのか、鹿島市における学校事務は今申したような体制づくりはできておるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

まず、学校事務の関係につきましては、基本的に各校1人が配置されている状況でございます。一部の学校につきましては2人体制で我々学校もおりますけれども、基本的に1人の体制で業務をしていただいているということでございます。

主な業務の内容につきましては、県の支出の関係でいきますと、教職員さんの給与関係、出張旅費の関係、非常勤講師の実務関係等々を行ってもらっているところでございます。また、市費、鹿島市の予算の関係でいきますと、遠距離通学費の関係でありますとか、準要保護の関係事務、また、市の予算に係る消耗品、修繕費等の予算関係は差し引きますね。あとは予算の要求の整理でありますとか、各学校の施設の点検等を行ってもらっているところでございます。また、その他としましては学校集金に係る事務をしていただいております、これが教職員の事務軽減につながっているものと考えております。

学校事務の共同実施の内容等につきましては、市内の小・中学校を西部、東部の2つに分けて、中心校、これは主に中学校になりますけれども、それと連携校で形成されている学校運営支援室が置かれている状況でございます。

その具体的な内容につきましては、学校事務の効率化、標準化を図るための業務、事務職

員等の研修に関する業務、これは人材育成の関係でございます。あとは学校運営に関し支援を行うことができると認められる業務などが行われておりまして、事務の効率化、標準化の主な内容としましては、学校備品の共同購入による経費削減でありますとか、法改正等を職員に周知するための資料作成、事務処理システムの開発等による効率化、あとは各種事務処理マニュアルの作成等による事務処理の標準化などがなされているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

共同実施をちゃんとやっていらっしゃるということでよろしいですね。はい、わかりました。

そしたら、教育委員会におきまして、学校評価の結果に応じて各学校に対する支援や条件整備等の改善策を講じなければならないと思いますけれども、具体的にどういうことをやられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

学校評価と連動した業務改善の点検評価の関係でございますけれども、まづもって学校評価につきましても、一部の意見としまして、教科そのものが教職員の負担になっているという指摘もあっているところでございますけれども、学校評価のプロセス自体が業務改善の前提となるための実態把握につながっていると思いますので、教育委員会としましては、学校の評価の結果に応じて、学校に対する支援、条件整備等の改善措置を行っていくことになると思いますけれども、現段階におきまして、実際にこれをどうやるというのは、現在のところ持ち合わせていないという状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

学校評価の結果においてはまだ進んでいないということでもよろしいんですね。

今後、これを評価に対していろいろと講じるというふうな考えはないままということなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

講じる予定はないということではなくて、必要に応じてできる分については順次、予算を伴うことがあれば、予算の相談をしながら講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

そしたら、質問項目に校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりというところで、業務の外部委託は行っていないという回答でございました。もし外部委託ができるというものがあるとするならばどういったものなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

校務の効率化関係につきましては、現段階で考えられるのは通知表システムというのがありまして、これは指導要領と連携したものを構築すれば、予算を伴いますけれども、そこら辺を構築していただければ、生徒の指導要領等の内容がそのまま通知表にリンクして出てくるシステムが構築できるのではないかとこのように考えております。

ただ、これを構築するに当たりましては、数百万円単位以上の予算を伴うものでございまして、まずは内部で、庁議のほうで実施計画等で練りながら、ここら辺が導入していければ業務改善等につながるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

この通知表のシステムというのはベースがもう県にあるということなんですか。県教にもベースがこれは存在するというのではなくて、鹿島市独自でつくるということですか。どうということなんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

このシステム関係につきましては、県レベルであるというもんじゃなくて、業者さんが作成しているシステム関係、そこら辺をパッケージ化して導入したらどうかという案を持っているという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、これを使って通知表を作成していらっしゃるところは県内にも多々あるということで、やっていないところとやっているところ、どっちが多いのかとは存じ上げませんが、その辺ちょっと見ていただいて、どれぐらい金額がかかるのかとかしっかり見ていただいて、ぜひとも検討していただいて軽減をしていただければと思います。

そしたら、続きまして教育委員会には率先した学校サポートの体制づくりを推進しているというふうに鹿島市は答えられております。これは5つの項目がございました。1つ、保護者・地域からの要望・苦情への対応、2つ目、給食費の集金、支払い、未納者対応への取り組み、3つ目、学校徴収金の業務への対応、4つ目、チーム学校への取り組み、5つ目、その他、基本的にこういう項目というのは回答が多いだろうと想定されるのを順番に並べると言うんですよね。鹿島市は2番目と4番目の給食費の集金の取り組みとチーム学校への取り組みをやっているということで丸印がついておりました。1番目の保護者・地域からの要望・苦情への対応というのがついていなかったんですよね。実際のところ市報に委ねられた、過去にはそういう事件もありましたので、そういった経緯もございましたので、実際のところ、今、教育委員会のほうに苦情、要望とか、そういうのは今来ていないというか、学校でとまっておるのか、その辺どんな感じなんだろうかな。いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

保護者、地域からの要望、苦情等につきましては、基本的にはまず学校のほうに行っているのが一番多いと思います。ただ、まれに電話等で教育委員会にかかってくる場合もあります。ここでチェック等を入れていないのは、専門の職員をして窓口化しているというんじゃなくて、実際、こういう要望等あれば各担当で対応してやっているということで、専門の窓口を置いていないという形でのチェックが入っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

少ないけれども、実際対応しているというふうに捉えてよろしいんですね。はい、わかりました。

それでは、業務改善ガイドラインの一文にこういう文章がございました。「校務分掌の編

成に当たっては、学校全体の実態を把握した上で、個々の教職員の状況や今後の育成方針を踏まえながら、業務改善の視点を持った見直しを図り、本来教職員に求められる教育上の役割が果たされるような組織体制を構築することが求められる。」、この組織体制は各学校できちんと構築されていると思われるのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

いろんな組織体制が各学校で構築できているかどうかということなんですけれども、市内の小学校におきましては、校務分掌の編成に当たりまして、職員、先生方の個々の資質や能力を生かしながら、組織運営や校務分掌をチームで担い、学校運営の活性化を図りながら学校課題を解決したもの、いわゆるプロジェクトチームを編成している学校が数校あります。プロジェクトチームを編成することによりまして、校長の学校経営方針を具現化していく中で、共同的な学びと問題を共有し、解決しようとする同僚制を培うことができるというふうになっております。とにかく年齢構成がアンバランスになってきている昨今におきましては、ベテランの先生と経験年数の浅い若手の先生とがアイデアを融合しながら、理想的な組織運営を形成することができるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

ちょっと私、気になったところがあつて、きのうも教育長とも話していましたが、学校の先生たちの赴任地というのはどうやって決まるのかなというのがちょっと私、気になっていたんで、要するに、この先生に鹿島に来てほしいよねとか、やっぱりこの先生は力量があるよねというような方々に来てほしいなという思いがあるので、そういったときに、先生方の赴任地を決める決め方とかなんとかをどういうふうにしてされるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

教職員の配置につきましては、いわゆる人事異動の県の方針というのがまずございます。その県の方針の中かなりの項目がございまして、こういったことに配慮する、こういったことに配慮するというようなことがございます。ちょっと今手元には持ってきておりませんが、例えば、地域性も配慮しなくてはいけないし、それから、学校の規模も配慮しな

くてはいけない、それから、その先生がどこに生活していらっしゃるかということも配慮しなければいけませんし、その人の適性、資質等をしっかり見定めた上で、そしてまた個々人の先生方の質の向上を図るといような目的も考えて配置がなされております。

間もなく教職員の採用試験が行われる時期になりますけれども、まず、新規採用の職員の皆さんはかなり県全域にわたって配置をされます。例えば、鹿島出身だから、鹿島に行きたいから鹿島に勤められるかというたら、そう簡単には済まない状況でございます。もう既にいらっしゃる先生方の状況も踏まえて県内に配置をすると。そして、ある程度の年数がたって希望を一応お聞きいたします。ただ、その希望がすぐにはかなえられるかといいましたら、それもまたいろんな条件がございますので、簡単にはいかない場合もございます。特殊な理由がある場合はもちろん考慮はされますけれども。

それで、例えば、この鹿島市内に先生方はたくさんいらっしゃるわけなんですけれども、若い先生につきましては、唐津とか三神方面とかから来ていらっしゃる方もおられますし、若くないと言うたらおかしいですけども、それより年配、年齢が上がるにつれてだんだんこの鹿島に近くなるというような感じでしょうか。

以前は教育事務所が5つございました。この近辺では藤津教育事務所というのがありまして、鹿島、嬉野、太良を一応束ねていらっしゃる状況で、教職員の配置等につきましても教育事務所のほうでかなりお世話をしていただいて、各教育長も入って先生方の配置を検討するというような仕組みで先生方の配置はやっております。

今現在は、佐賀県内、西部と東部、そして北部には支所というのがございます。大きく2つの教育事務所、そして1支所という形で教育事務所が編成されておりますので、この鹿島市は西部教育事務所の中に位置するという事で、西部教育事務所管内全体を見渡した状態で教職員の配置というのが検討されると。もちろん東部地域に行きたいと言われるケースもございます。変えるケースもございますし、東部地区でぜひ自分の資質を高めたいという場合もございますので、そういう場合は、この地域をまたがって教職員の配置が行われます。

ただ、小学校の場合は余りその支障というのは大きくはないんですけども、中学校の場合がどうしても教科がございますので、例えば技能教科でしたら非常に先生方の数が少ないということですので、行きたい時期に行けないというケースもございます。ほかの教科、国語、社会、数学、理科、英語につきましては先生方の数も多うございますので、割かし動きはしやすいわけなんですけど、先ほど申し上げましたような技能教科の先生方につきましてはかなり厳しい状況もあったりいたします。そういったもろもろのことを考えながら先生方の配置は行われておるところでございます。

教職員の配置につきましては以上ですけども、ちょっとこれまで御質問された中につきまして補足をしてよろしいでしょうか。

一番最初に、業務改善方針計画等の作成状況と管理職のマネジメント研修についての御質

間があってございましたけれども、寺山次長のほうからも申し上げましたけれども、市教育委員会独自で全体的にまとめたものとか、管理職のマネジメントに特化した研修は現在は確かにやってはおりません。しかしながら、県の教育委員会レベルでは実施をさせていただいております。また指針も出されております。

まず、業務改善等に関してですけれども、これは毎年、毎年度4月当初に通知がなされておりますけれども、例えば勤務時間等の適正化についてという文書とか、時間外業務の縮減及び年次休暇等諸休暇の使用促進についてというような通知が毎年出されておまして、結局、これはある意味で業務改善の指針ではないかというふうに判断をしております。

その中には、学校長のリーダーシップのもと、全職員の創意工夫により勤務時間の適正化が図られるような指導がなされておりますし、市の教育委員会といたしましても、4月に立て続けに校長会を行っておりますけれども、その4月の校長会においても、このような通知文を改めて管理職の先生方に示して、細かな部分を含めて業務改善が図られるようお願いしております。

それから、マネジメント研修については、申し上げましたとおり、県全体での管理職研修、あるいは教育事務所レベルでの管理職の研修、それから旧藤津管内、鹿島、嬉野、太良になりますけれども、その地区の校長会の研修、あるいは教頭会も含めてですけれども、管理職の研修会が行われておまして、その中でメニューとしていろんな形、内容で取り組んでいただいております。

それから、私自身も校長先生方と面談するというところをお話いたしましたけれども、その際には、いわゆる学校経営に関しての方針とか具体策等についてもお尋ねをし、そして、アドバイスできるところは行っているところであります。

以上、つけ加えさせていただきましたけれども、ありがとうございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

どこの自治体も県の研修を何とか受けていらっしゃると思うんですね。独自でやっているというのは何か理由があるのかなと思ったんですよ。その地域性とか、独自性とか、自分のところで何かあるのでやっておるのかなとかあったので、その辺何をやられているのか、ちょっと調べていただければいいかなと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

そしたら、よく教育資源とか言いますが、人、物、金、情報、時間、鹿島市はどれが足りないと思いますか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

人、物、金、情報、時間の何が一番足りないかと言われておりますけれども、実ははっきり言って私個人的には全て足りないかなというふうに思います。ただ、全てがそう簡単にすぐに手に入るかというたら、非常に難しい状況じゃないかなと思ひまして、やはり学校現場においては、これまで業務改善等に関してのお話があつておりますとおり、人が欲しいなというふうには思つております。

先ほど、きょうのお昼のニュースでの中教審への諮問がなされたという話をされたわけなんですけれども、その諮問の中では、学校現場での働き方の改革に向けた検討をしてもらうという諮問がなされたということで私も伺つておりますけれども、じゃ働き方の改革のためには一体何が必要なんだろうかというふうに考えてみますと、もちろん働く内容の検討をしっかりしなくてはいけません。これは情報とか時間もかかわつてくると思ひますし、働く内容が変われば、当然人、物も変わるでしょうし、金もかかわつてくるんじゃないかなと思ひまして、どのような答申がなされるか全然私も想像がつかないわけなんですけれども、とにかく業務改善が図られるような、学校にとって非常に助かると言つたらおかしいですけども、子供たちと向き合う時間がふえるような形で答申がなされて、改善がなされれば非常にうれしいなというふうに思つております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

全てにおいて足りないけれども、一番は人だということだつたと思ひますけれども、先ほどどうやって先生たちの赴任地を選ぶのということでお尋ねしましたけれども、例えば、この先生、とっても力量がありそうやなつて、もっと育てたいなとか思ふことで、あなた必ず鹿島に呼ぶからね、あそこで勉強してこんねみたいなの、そういうことを実際やっているのかどうか。鹿島の未来の教育を担う若い先生たちの質の向上を図るようなことがどんどんやられてあるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

教職員の配置にかかわつての質問になりますけれども、欲しい先生が実際に頂戴できるかという、かなり厳しい状況もございます。確かに私自身も藤津管内の先生方はかなり知っている方も多いわけなんです。そして、ああいった学校にはああいう方がいらつしやつて、鹿島に来てほしいなというようなことを思つたりはします。

ただ、やはりこの教職員の配置を行うに当たつては一応希望調査というのをとつて、そして、その中に第1希望、第2希望、第3希望というのを書いていただいて、それをもとに、家族の状況とか、住まいとか、いろんなことを考えながら配置がなされるということがあり

まして、欲しいからとれるということはかなり厳しい状況でございます。もちろんそれをやっていたら、何といたしましょうか、個人的な関係で教職員の配置がなされるということにもなってしましまして、それこそ公平、公正が損なわれる可能性もございますので、やはりそこは教育事務所なり、県の教育委員会なりがしっかりと計画的に全てをできるだけ把握しながら配置すると。教育委員会、教育長としてもその中には加わって配置をしているわけなんですけど、やはり個人的な、ある意味エゴという言葉は悪いかもしれませんが、それは極力出さないように、みんなで一緒に考えながらやっていきたいと思いますということで配置をさせていただきます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

鹿島のわがままばかり言いよっちゃ、それはいかんとでしょうけど、あなた頼むよ、鹿島ばというような先生を、鹿島の予算で独自で育てるようなことができないのか。あんたあそこに研修に行ってきたんしゃいみたいだね。鹿島に赴任してこられた先生の中からでもそういう方を選んで、あそこ行ってこんねというようなことができないのかどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

鹿島独自で先生方を育てて、そして鹿島に来ていただくということについての質問でよろしいでしょうか。

そういうことは、やはり先生方に鹿島を好きになっていただくというのは一番必要かなと思っております。それと、将来、大人になって職につくであろう子供たちですね、子供たちにもやっぱり鹿島に残って住みたいと、そして中には先生になりたいという子供もいるでしょうから、そういった子供をふやすということは将来的に非常に大事なことじゃないかなと思っております。ですから、それを実際行っていくためには先生方の質が高くなければいけない。やっぱり先生すごいなと、自分もあいつ先生になりたいなと思えるような先生をふやすことが必要じゃないかなとは思っております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

私以前にも申したと思うんですけどね、先生方が鹿島に来たい、自分の資質の上があったよて、鹿島に来て自分の力量が上がったよというようなことになれば、必然的に子供たちの影響というのはいい方向に働くと思うので、ぜひともそういうふうに取り組めないかなと思っ

て今のような質問をした次第でございます。

実際、例えば、そういう研修とかなんとかするにしても予算が必要なわけで、ふるさと納税の活用について話したいと思えますけれども、近年、10年の学校関係職員数の変動ということで資料を頂戴したんですけれども、管理職クラスは変化なしで、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、この辺が近年10年間で19人減数しております。クラスは14の減でございます。そして支援員について、加配のほうの職員さんでございます。10年前はゼロ人だったのが、発達障害等に対する学習支援活動とか、その辺をやられる特別支援教育支援員が9人、主に不登校とかの生徒に対応する学校生活支援員が9人、そして金管バンドの指導支援員が1人ということで、29年度は19人の支援員に働いていただいております。現在、鹿島市には63名の手伝いが必要なお客様たちがいらっしゃる。支援員の数、絶対数が足りていないんでございますね。もちろん各学校でもシフトを組んで、手のあいていらっしゃる先生がヘルプに回っていらっしゃるようでございますけれども。

そういうところで、ふるさと納税がどれぐらい来ておるのかということをお聞きしてみたいです。15,000千円ぐらいですね、課長、それぐらいやったんですね。16,000千円弱ぐらいやったんですね。それだけいただいております。これを、例えばこういう加配職員さんを採用するのに使いたいなと私ちょっと考えたんですけれども、そういうことができるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えします。

ふるさと納税は確かに28年度に103,000千円いただいた中で、どれくらいだったかというお尋ねでありましたので、もともと用途を決めて寄附をいただいているわけです。そういった中で、鹿島市は今年度途中でふるさと納税の額がふえましたので、もともとはガタリンピックであるとか、海の森とか、そういった個別の事業に充てますということで募集をしていたんですけれども、それでは額が大きくなり過ぎましたので、それにちゃんと充当できないということもありまして、総合計画の5つの柱に沿った形で寄附をいただくこととしております。そのうちの一つの教育文化の向上に関する事業ということで、先ほど議員がおっしゃいましたように、その目的に沿った寄附は15,000千円程度いただいているところでございます。

ちょっとまず通告にありませんでしたので、答えが十分ではないかもわかりませんが、用途については、実施したい事業とか、8つの事業に用途を決めておりますけれども、年々集中して実施したい事業とか、目玉事業などにタイムリーに充てることできるようになったと思っております。ただ、ふるさと納税というのは単に一般財源のかわりとなるものではな

くて、ふるさと納税の担当としては、できれば次の寄附につながるような魅力的な事業に活用してPRすることとして、またその財源としたいというふうな考え方を持っております。ですので、教育文化の向上に関する事業につきましても、効果的な事業、実施計画の段階で翌年度の予算に対して事業を充当することと決めましたので、その際、教育委員会のほうでどの事業に力を入れたいとか、これを目玉としたいというような事業にその資金、基金、いただいたものを充てるといふふうに使いかたとしては考えております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

じゃ、教育委員会は、ぜひとも加配職員に使いたいということを強くプッシュしていただければ、その辺はできるんじゃないでしょうか。

ふるさと納税ですね、昨年度は103,331千円ですか、これだけ頂戴しておる中の教育に関する分が15,902千円でございます。こういうふるさと納税に限らず、寄附でいただいた収入というのは、何かプラスアルファみたいな考え方できちっとしたのは決めておるんだよということで、善意で頂戴した分は別格にのせるみたいなね、私そういうふうに感覚として持っているんですよ、ふるさと納税なんて。全く予定していないのが入ってくるみたいな感じなので、市長どうですかね、こういう考え方でよろしいんですかね。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今の考えはちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。というのは、寄附の中には、もうここにやってくださいと、一番典型的なのは田澤記念館に寄附をしてくださいねと、これはいただいた額をそのまま寄附しています。それから、ふるさと納税の場合、いろいろなまちによって違うんですけども、幾つか項目を置いていまして、佐賀県の中でもう市長お任せで何でも使っていいよというまちと、鹿島みたいにたしか7項目か8項目あったと思いますが、項目が指定してありまして、本を買ってくださいとか、最後には市長お任せという項目は確かにありますけれども、全部使えるわけじゃないよということなんですよね。だから、天から降ってきたみたいな余裕の金というのは余り考えていただかないほうがいいと思います。

それからもう一つ、ふるさと納税の場合は、1億円もらったら1億円使えるわけじゃなくて、そのうちの3割から4割は原料調達に使っていますので、それを引いた残りがいわば余裕の財源と、そういうふうに考えていただきたいと思います。一般的には教育関係が多いものですから、例えば、交流プラザの施設に使ってもらおうようにといたら、すぐにはなくて、いろんな検討をしないといけないので基金に入れておくと。いろんな形が寄附もありますか

ら、そこは余裕があるから、誰かが、さあ使おうというふうにはできない部分もあるということ
は理解をしておいていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

申しわけありません。確かに答弁が不足しておりました。

103,331千円のうち、経費が40,000千円ほどかかっておりますので、実際積み立てた額は
60,000千円強です。

それで先ほど申し上げたのは、単純に15,000千円というのは、いただいた103,000千円の
うちの内訳ですので、それそのものが全て使えるというわけでは、理屈からいくとそういう
ことになります。

それともう一つ、実際、鹿島市から他市町に寄附をされる方もいらっしゃいます。そう
いったことで、市税そのものが減っているという状況もありますので、そこら辺もなお考慮
に入れる必要があるというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

4割程度の経費が必要なんだよ、3割か4割の経費が必要だということで、16,000千円弱
の4割分ですけどね、それでも加配職員さん、1日6千円と勘定しまして、大体200日ぐら
い働いていらっしゃいますので、10人程度雇えるんじゃないかなと思いますので、その辺は
再度教育委員会のほうが考えていただければと思います。

それでは最後に、ある対談の話をちょっとしてから終わりたいと思いますけれども、U
ターン、Iターン者が多くて、産業の活性化等でもよくメディアに取り上げられております
島根県の海士町でございます。ここの隠岐島前高校ですかね、卒業式に唱歌「ふるさと」を
歌われるそうでございます。唱歌「ふるさと」の歌詞の中に「志を果たして いつの日にか
帰らん」、皆さん御存じだと思いますけど、ここを「志を果たしに いつの日か帰らん」、
私どもの郷土の先輩でございます田澤先生の言葉にも通じる場所があると思います。「故
郷に錦を着て帰ることを願う前に、郷土を錦で飾ることを考えよ」、これに近いのかなと
思っております。そういうことを思って、この対談の話を読んでおりました。

東京、大阪に一度出ていくのはいいけれども、そこで必要な技術や情報や人脈を得たら、
志を果たしに故郷に帰ってくる。こういう国、県のためという教育が今までの主流やったの
が、今はそうではなくて、自分のふるさとのためにという教育をこれからどんどんふやして
いく。こういう方向性をしっかりとつくれるような教育体制をつくりたいなと思う次第で
ございます。

教育の行政につきましては、教育は「国家百年の大計」とか昔から言われております。また、小泉元首相が言われておりましたけれども、百俵の米も食べばたちまちなくなるが、教育に充てればあすの1万、100万俵となる、「米百俵の精神」でございますけれども、こういう精神を我々も持って、教育に対してはしっかりと予算をつけたいと思う次第でございます。

「志を果たしに いつの日か帰らん」と思う、多くの鹿島市の未来を託す子供たちを育成するために、今後も学校現場の改善に力を入れていただければということをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で8番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明23日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時46分 散会